

○静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する 規則の運用に関する訓令

(平成 20 年 9 月 4 日静岡県警察本部訓令第 41 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 指定申請の取扱い(第 2 条―第 7 条)
- 第 3 章 公示事項等の変更の届出の取扱い(第 8 条―第 10 条)
- 第 4 章 指定取消しの取扱い(第 11 条―第 14 条)
- 第 5 章 報告及び資料提出の要求等(第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 指示(第 17 条―第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、遺失物法(平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。)、遺失物法施行令(平成 19 年政令第 21 号。以下「令」という。)、遺失物法施行規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)及び静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則(平成 19 年県公委規則第 28 号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか、特例施設占有者の指定等に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 指定申請の取扱い

(指定申請書の受理)

第 2 条 規則第 28 条に規定する施設占有者の申請書は、特例施設占有者指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)により申請者の施設の所在地を管轄する署の長が受理するものとする。

2 署長は、指定申請書を受理したときには、規則第 28 条第 2 項に規定する事項が漏れなく記載され、かつ、同条第 3 項に規定する添付すべき書類に不備がないことを確認し、特例施設占有者指定申請受理簿(様式第 2 号。以下「受理簿」という。)に登載するものとする。

3 前項の添付すべき書類のうち、規則第 28 条第 3 項第 1 号ロに規定する書面は、誓約書(個人用)(様式第 3 号)と、規則第 28 条第 3 項第 1 号ハ及び同項第 2 号二に規定する書面は、物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要(様式第 4 号)と、規則第 28 条第 3 項第 2 号ハに規定する役員に係る同条第 3 項第 1 号ロに掲げる書面は、誓約書(法人用)(様式第 5 号)とする。

(指定申請書等の送付)

第3条 署長は、前条第2項の確認が終了した場合には、速やかに指定申請書及び添付書類を県本部会計課長(以下「会計課長」という。)に送付するものとする。この場合において、署長は、指定申請書及び添付書類の写しを保存し、受理簿に編てつするものとする。

(県本部による審査等)

第4条 会計課長は、前条に規定する書類の送付を受けたときは、特例施設占有者指定審査票(様式第6号。以下「審査票」という。)により審査を行うとともに、申請者が令第5条第5号ロ(1)から(4)までに規定する者への該当の有無について、身上照会書(様式第7号)及び別に定める様式により関係機関に照会を行い(以下「身上照会等」という。)、特例施設占有者指定台帳(様式第9号。以下「台帳」という。)に登載するものとする。

2 会計課長は、前項の照会を行うときは、身上照会等管理簿(様式第10号)に登載し、照会状況を管理するものとする。

(公安委員会による審査)

第5条 会計課長は、前条第1項の規定により行った身上照会等に対する回答書類及び第3条の規定により署長から送付を受けた書類を整理し、公安委員会の審査に付すものとする。

2 会計課長は、公安委員会の審査が終了したときは、台帳に審査結果を記載するものとする。

(指定通知書等の作成及び交付)

第6条 会計課長は、公安委員会の審査結果に基づき、指定通知書(県規則様式第1号)又は不指定通知書(県規則様式第2号)を作成し、署長を通じて当該審査に係る申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該申請者から受領書(様式第11号)を徴し、会計課長に送付するとともに、受理簿に指定日又は不指定日を記載するものとする。

2 会計課長は、署長から送付を受けた受領書により、台帳を整理するものとする。

(特例施設占有者指定公示書の掲示)

第7条 会計課長は、公安委員会が特例施設占有者の指定を行ったときは、県規則第2条第3項の規定に基づき、特例施設占有者指定公示書(県規則様式第3号)を作成し、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第3章 公示事項等の変更の届出の取扱い

(公示事項等の変更の届出の受理)

第8条 署長は、規則第29条第1項の規定に基づく指定特例施設占有者の公示に係る事項又は規則第29条第3項に掲げる書類の記載事項の変更については、指定特例施設占有者変更事項届出書(様式第12号。以下「変更届出書」という。)により、変更事項に係る確認書類と併せて受理するものとする。

2 第2条第1項の規定は、前項に規定する変更の届出の受理について準用する。
(指定特例施設占有者変更届出書等の送付)

第9条 署長は、前条の変更届出書を受理したときは、変更事項に係る確認書類を添えて速やかに会計課長に送付するものとする。この場合において、署長は、当該送付に係る書類の写しを保存し、受理簿に編てつするものとする。

2 第4条第1項の規定は、第1項の規定による書類の送付があったときの身上照会等及び台帳登載について準用する。この場合において、台帳へは変更事項を記載するものとする。

(特例施設占有者変更事項公示書の掲示)

第10条 会計課長は、前条第2項により行った身上照会等に対する回答書類及び送付を受けた変更事項に係る書類を確認し、台帳に記載する。

2 会計課長は、規則第29条第2項の規定に基づき公示するときは、特例施設占有者変更事項公示書(県規則様式第4号)を作成し、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第4章 指定取消しの取扱い

(指定取消処分上申書の作成及び送付)

第11条 署長は、指定特例施設占有者が令第5条第5号に規定する指定の要件に該当しなくなったと認められる場合には、指定取消処分上申書(様式第13号)を作成し、関係者の申立書その他の関係書類を添えて会計課長に送付するものとする。

2 会計課長は、送付を受けた指定取消処分上申書及び関係書類を確認し、聴聞の実施に関する審査を行うものとする。

(聴聞の通知)

第12条 会計課長は、聴聞の実施を決定した場合には、県規則第4条第1項の規定に基づき、聴聞通知書(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)別記様式第6号)を作成し、署長を通じて当該聴聞に係る指定特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該指定特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

2 会計課長は、聴聞を実施した後に公安委員会の指定特例施設占有者の指定取消しに関する審査に付すものとする。

(指定取消処分通知書の交付等)

第13条 会計課長は、公安委員会が規則第30条第1項の規定に基づき指定特例施設占有者の指定を取り消す処分を行う場合には、台帳にその旨記載するとともに、指定取消通知書(県規則様式第5号)を作成し、署長を通じて当該指定特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該指定特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するとともに、受理簿に取消通知日を記載するものとする。

(指定取消公示書の掲示)

第 14 条 会計課長は、前条の処分があったときは、県規則第 4 条第 3 項の規定に基づき特例施設占有者指定取消公示書(県規則様式第 6 号)を作成し、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第 5 章 報告及び資料提出の要求等

(報告等要求の依頼)

第 15 条 署長は、施設占有者に対する法第 25 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は特例施設占有者に対する同条第 2 項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求(以下「報告等要求」という。)の必要があると認める場合には、報告等要求依頼書(様式第 14 号)を作成し、会計課長に送付するものとする。

2 会計課長は、署長から送付された報告等要求依頼書を確認し、内容の審査を行うこととする。

(報告等要求の実施)

第 16 条 会計課長は、審査の結果、報告等要求の処分が決定された場合には、報告等要求書(県規則様式第 7 号)を作成し、署長を通じて当該報告等要求に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

2 署長は、当該報告等要求に係る施設占有者又は特例施設占有者の講じた措置等を調査して、報告等要求の結果の送付について(様式第 15 号)を作成し、会計課長に送付するものとする。

3 会計課長は、署長から送付を受けた報告等要求の結果を確認し、台帳に記載するものとする。

第 6 章 指示

(指示の依頼等)

第 17 条 署長は、施設占有者又は特例施設占有者に対し、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による指示の必要があると認める場合には、指示依頼書(様式第 16 号)を作成し、会計課長に送付するものとする。

2 会計課長は、署長から送付された指示依頼書を確認し、弁明を求めることについて審査を行うこととする。

(弁明の通知)

第 18 条 会計課長は、弁明を求めることを決定した場合には、弁明の機会の付与通知書(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則別記様式第 16 号)を作成し、署長を通じて当該弁明を求める通知に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

- 2 署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から弁明書が提出されたときは、会計課長に送付するものとする。

(公安委員会の審査)

第 19 条 会計課長は、弁明を求める通知に係る施設占有者又は特例施設占有者から提出された弁明書を確認し、総務部長に報告するものとする。

- 2 会計課長は、総務部長の審査の結果、指示の処分が決定した場合には、指示書(県規則様式第 8 号)を作成し、署長を通じて当該指示の処分に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。
- 3 署長は、当該指示の処分に係る施設占有者又は特例施設占有者が講じた措置等を調査して、指示の結果の送付について(様式第 17 号)を作成し、会計課長に送付するものとする。
- 4 会計課長は、署長から送付を受けた指示の結果を確認し、台帳に記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 6 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 20 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。